

防災設備 避難通路

避難通路(階段・廊下など)

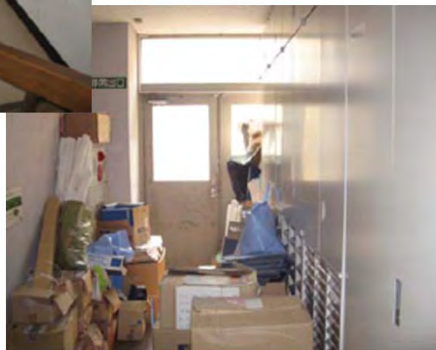
問 題

階段や廊下に物品が置かれているため災害時の避難に支障がある。



階 段

避難通路



対 応

一般的な事務庁舎では以下の避難通路の幅員が必要になる。

階段:有効1.2m

廊下:有効1.6m(両側居室)

廊下:有効1.2m(片側居室)

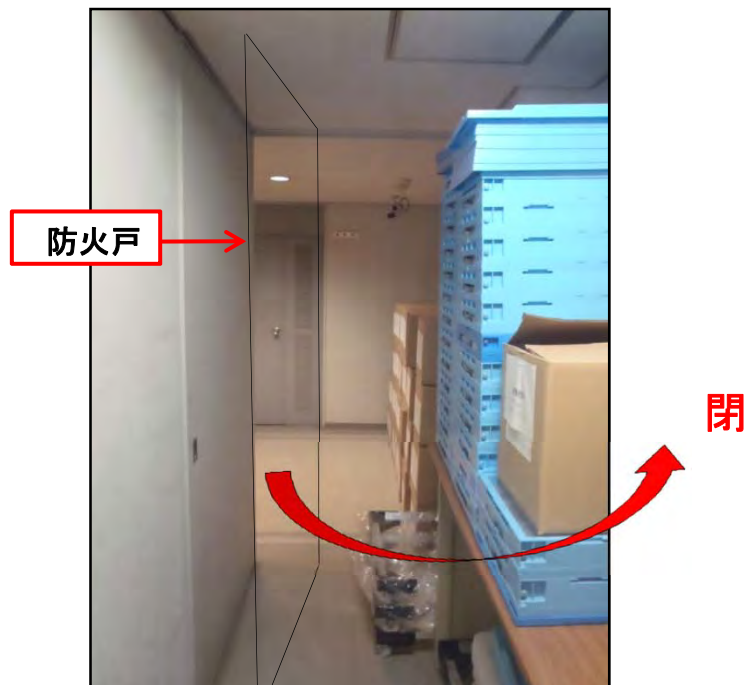
幅員が確保されていたとしても、災害時に倒れて避難通路を塞ぐ恐れもあるので物品等を置かない。

防災設備 防火戸1

防火戸が物品等で閉まらない

問 題

防火戸前面に物品等を置いてしまうと、火災時に防火戸が閉まらず、火災や煙の拡大を防ぐことができない。



対 応

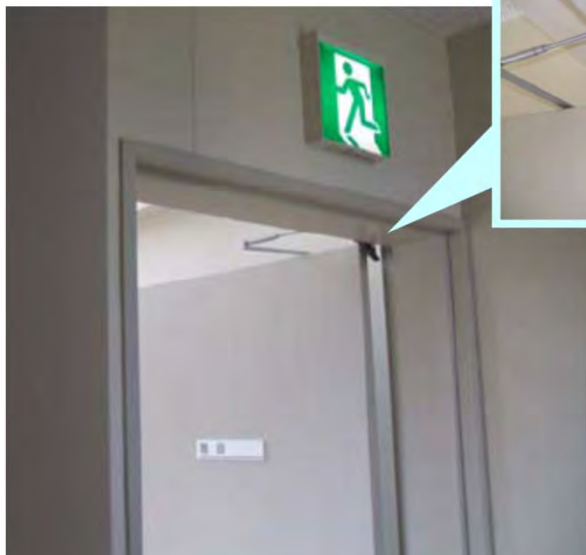
廊下等の避難通路の防火戸の周囲に物品等を置かないで、火災等の緊急時に防火戸が閉まるようにし、開閉に支障が無い状態にする。

防災設備 防火戸2

防火戸(常閉)をくさびで固定していた

問 題

くさび等で固定してしまうと火災時に防火戸が閉まらず、火災や煙の拡大を防ぐことができない。



防火戸(常閉)をくさびで固定していた

対 応

一般的な官庁施設(耐火建築物)の場合、1,500㎡未満で面積区画、3層以上の階段室など、縦穴区画が必要になる。

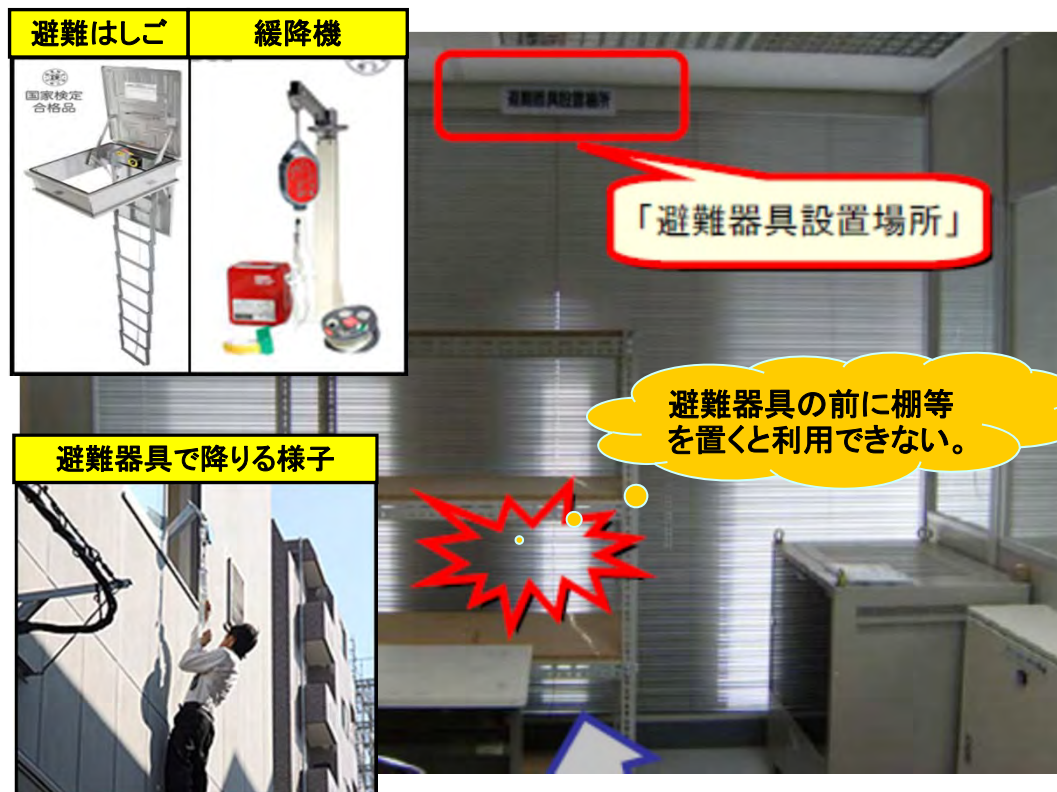
常時閉鎖式の防火戸(常閉)は人が通るときだけ開けて、それ以外は常に閉めておく。

防災設備 避難器具

避難はしご、緩降機(かんこうき)

問 題

避難器具の周囲に物を置くと、使用時に支障が出る。



対 応

避難器具はいざ！という時に使えないと意味がありません。

避難器具付近には物を置かないようにし、いつでも使える状態にしておく。

(部屋内に設置されている場合は施錠を有しない構造とする。もしくは、非常時に外側から鍵を使わなくても開錠できる構造とする。)

防災設備 火災報知器

火災報知器の設置場所

問 題

無人の倉庫等に自動火災報知の受信機を設置すると火災の原因場所の特定が遅れて対応（来庁者の避難誘導、初期消火活動）が遅れてしまう。



対 応

受信機を開庁時に常時職員がいる居室へ移設する事が望ましい。

※火災報知器とは
感知器を用いて火災により発生する熱や煙を自動的に検知し、受信機、音響装置（ベル）を鳴動させて建物内に報知することにより、避難と初期消火活動を促す設備である。